

起案・供覧 27年 7月 17日
決裁 年 月 日
施 行 年 月 日

伺 い ・ 供 覧	課 長	課長代理	専門監	課 員	担 当



メール 東部健福廃棄物/
(廃棄物班)
送信者: [redacted]

2015/04/17 10:47

メール東部健福廃棄物
kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp
返信してください

宛先 メール廃リサイクル課@Shizuoka,

cc [redacted] 廃リサイクル課/
[redacted] 廃リサイクル課/

bcc

件名 [redacted] (様) [redacted] について

(東部Hcの見解)

廃棄物リサイクル課

平素より大変お世話になっております。
東部健康福祉センターの [redacted] です。
昨日はありがとうございました。

[redacted] の事案につきましては、
昨年8月21日に、[redacted] 等との面談について御協力をいただき、
大変ありがとうございました。

[redacted] 件につきまして、
昨日、[redacted] が、[redacted] (cc)
東部健康福祉センターに来所しました。 [redacted] Hcへ相談

窓口対応記録(起案中)は別添のとおりです。

- [redacted].doc
- [redacted].pdf
- [redacted].pdf

本件につきまして、
また相談をさせていただきます。

色々とお面倒をお掛けし、大変恐縮でございますが、
今後とも、何卒お願い申し上げます。

=====
〒410-8543
沼津市高島本町1-3
東部健康福祉センター [redacted]
Tel 055-920-2058 FAX 055-920-2194
E-mail : kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp
=====

窓 口 対 応 記 録

部 長	[Redacted]						
技 監	[Redacted]						
担当	[Redacted]						
来所年月日	平成 27 年 4 月 16 日 13 時 35 分～14 時 00 分			来所者	[Redacted]		
起案年月日	平成 27 年 4 月 16 日			対応者	東部健康福祉センター 廃棄物課 [Redacted]		
決裁年月日	平成 27 年 4 月 日			対応者	東部健康福祉センター 廃棄物課 [Redacted]		
標 題	熱海市日金町・伊豆山における不法投棄について [Redacted]						
用 件 概 要	<p><概要> 熱海市内における [Redacted] による不法投棄事案について、 [Redacted] と名乗る記者が取材に訪れた。 ※ 来所前 (11 時 15 分)、電話で訪問の申出があった。</p> <p><訪問の趣旨> [Redacted] 情報提供者が、 [Redacted] 県へ訴え掛けたにもかかわらず、県が動かなかつた (行為者を告発しなかつた) のは何故なのか理由を知りたい。 <i>H27.8/21</i></p> <p><主たる主張> [Redacted] ほかの行為者・関係者を野放しにするのは、行政の怠慢である。 ・現場を見た限り土砂崩れの危険は否定できない。もしも災害が発生した場合、それは自然災害でなく人災である。 ※ 今月 4/25 掲載予定という記事(草稿)の提供を受けた。</p> <p><今後の対応> [Redacted] から [Redacted] の携帯へ連絡させ、反応をうかがう。 ・廃棄物リサイクル課及び熱海市へ情報提供するとともに、県としての対応を協議する。 <i>4/21 13:00 熱PHCへ来所後</i></p> <p><参考> 提供された [Redacted] の記事やインターネット情報では、次のとおり ・ [Redacted] ・大手企業中心に法律違反や不祥事をテーマに報道。 [Redacted] ※ インターネット情報や提供してくれた自社編集発行新聞による。 ・ [Redacted] ・本名 [Redacted] [Redacted] [Redacted] されているもよう。 [Redacted]</p>						

<応答内容>

(廃棄物課)

不法投棄事案においては、関係者が複数いる場合、互いにあれこれ異なる主張をし、真の行為者が特定できないことがあったりする。本件についても、結果的にいまだ解決に至っていない。

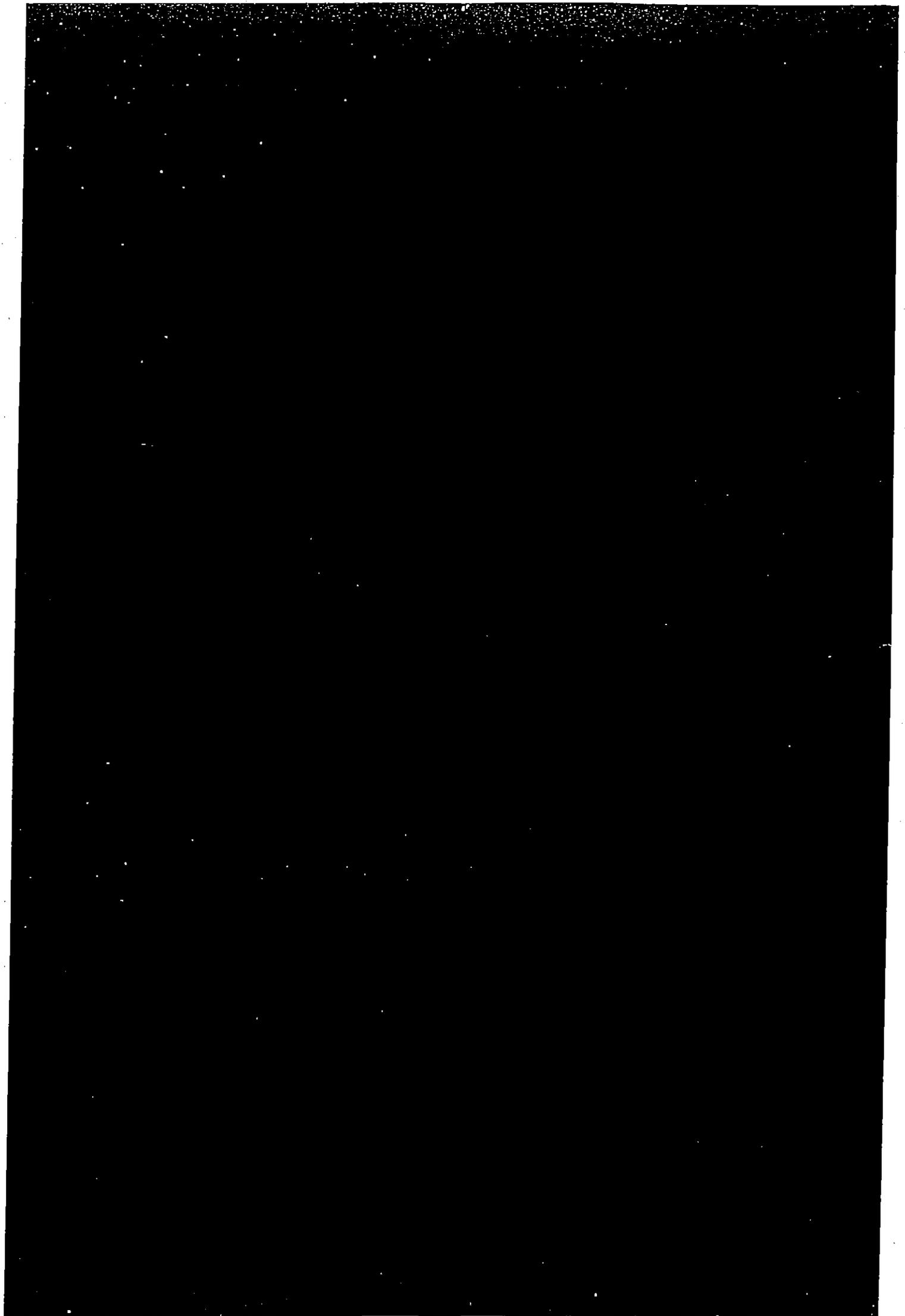
誰が行為者か分からないはずはない。

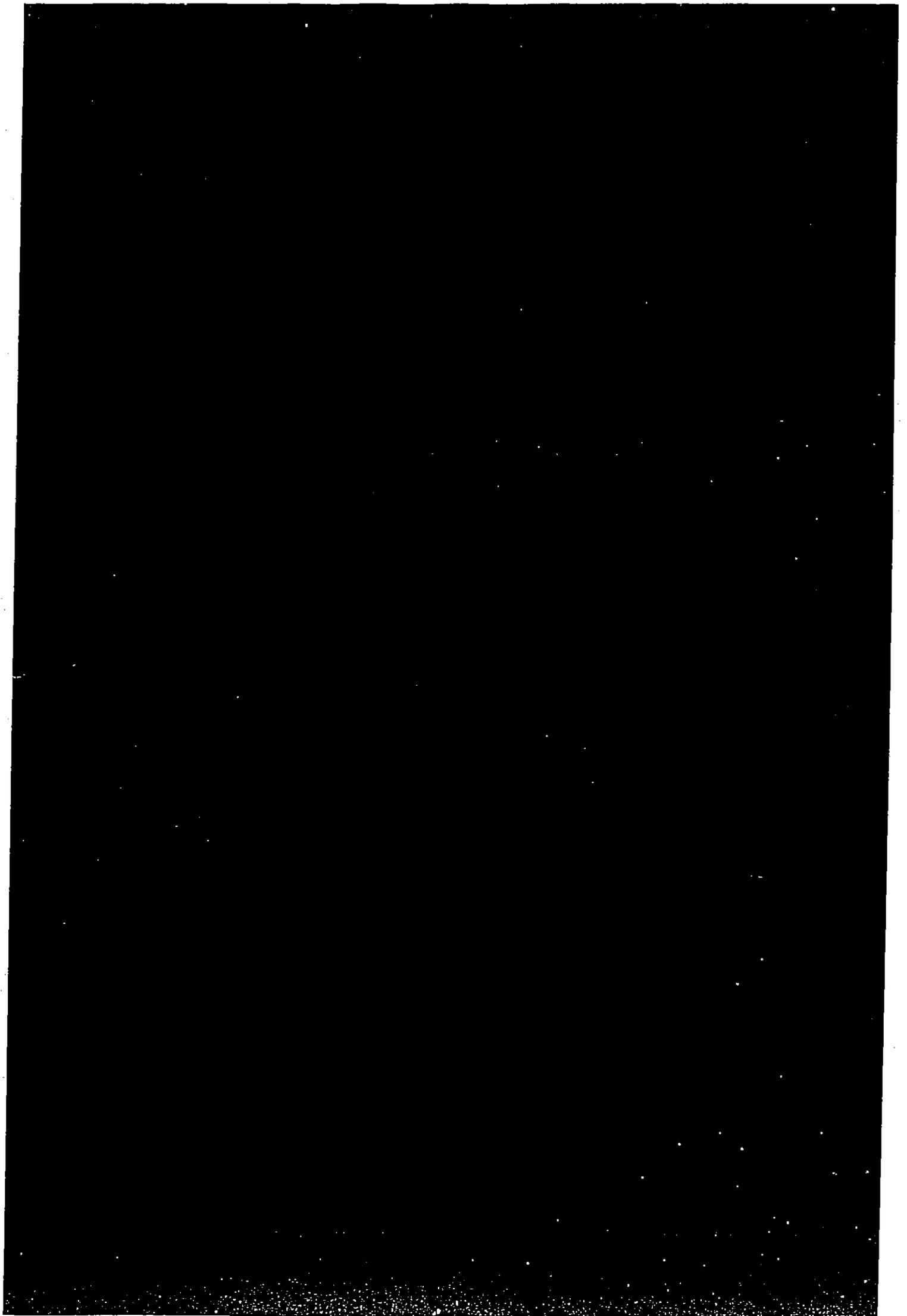
※ 公文書(事実申立書や知事名通知の写し)等入手した資料や収集した情報を基に説明し始めた。

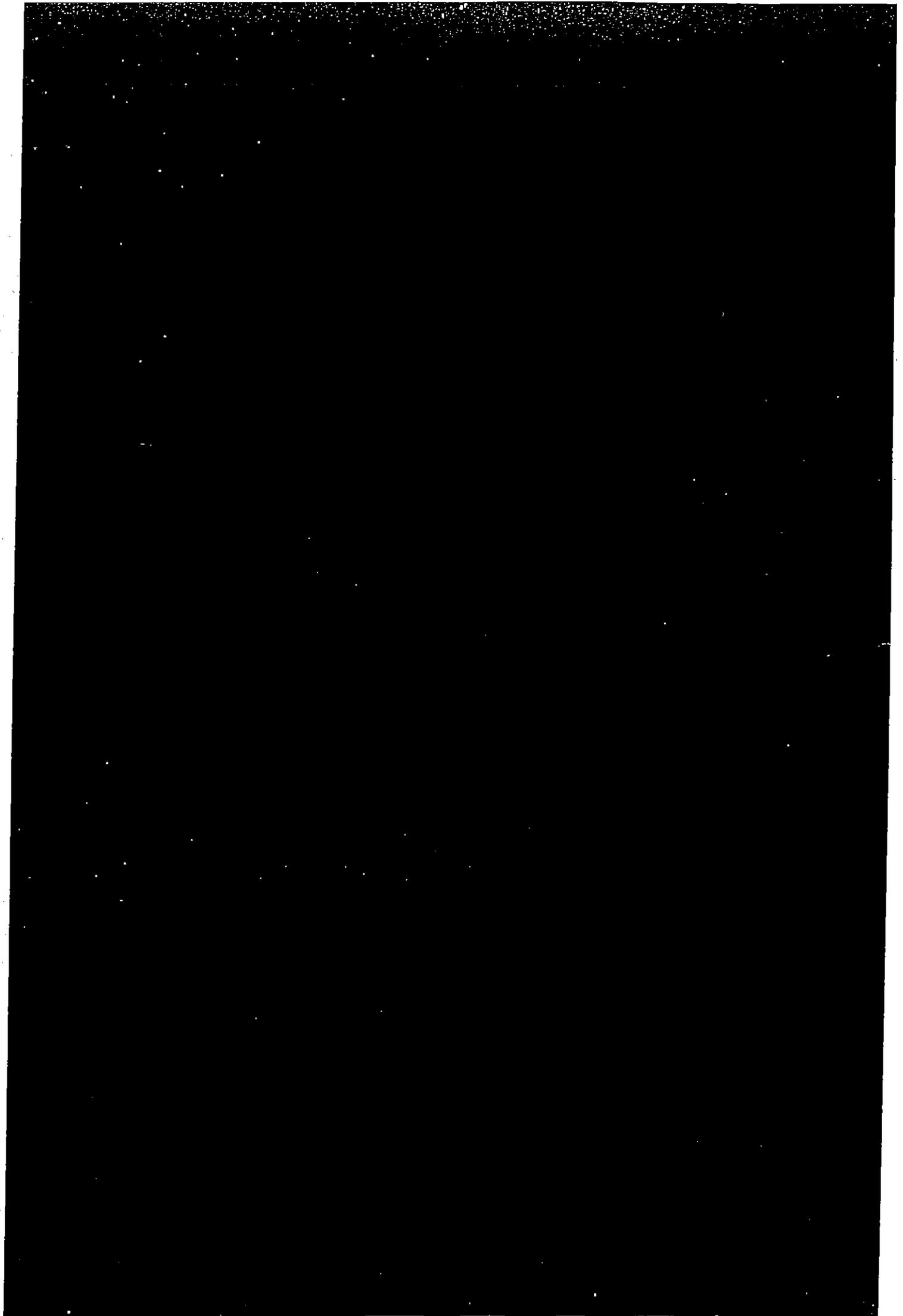
- ・ 昨年の8月に、こちら(廃棄物課)の[]さんへ情報提供し(刑事告発を)要請していると聞いている。
- ・ 情報提供者は、[]県へ訴え掛けた。それにもかかわらず、県が動かず(行為者を告発しなかった)、今なお現場がそのままの状態になっているのは何故なのか。私は全ての現場を確認している。
- ・ コンクリート・ガラ4,140トンのうち、マニフェストがあるのは50トンということだ。
- ・ 入手した資料を見る限り、これまで県(東部健康福祉センター)が全く動いていなかったとは思っていない。
- ・ それまで[]に対して指導し、(その上、[]の関係者から、[]の不法投棄に関する具体的な証言や証拠を示されたにもかかわらず)、何も改善が見られない。その訳を知りたくて今日こちらを訪ねた次第である。
- ・ 役所も担当者が替わるので、あなた方[]と会ったことはないかもしれないが、行為者が[]であることは、分かっているはずだ。

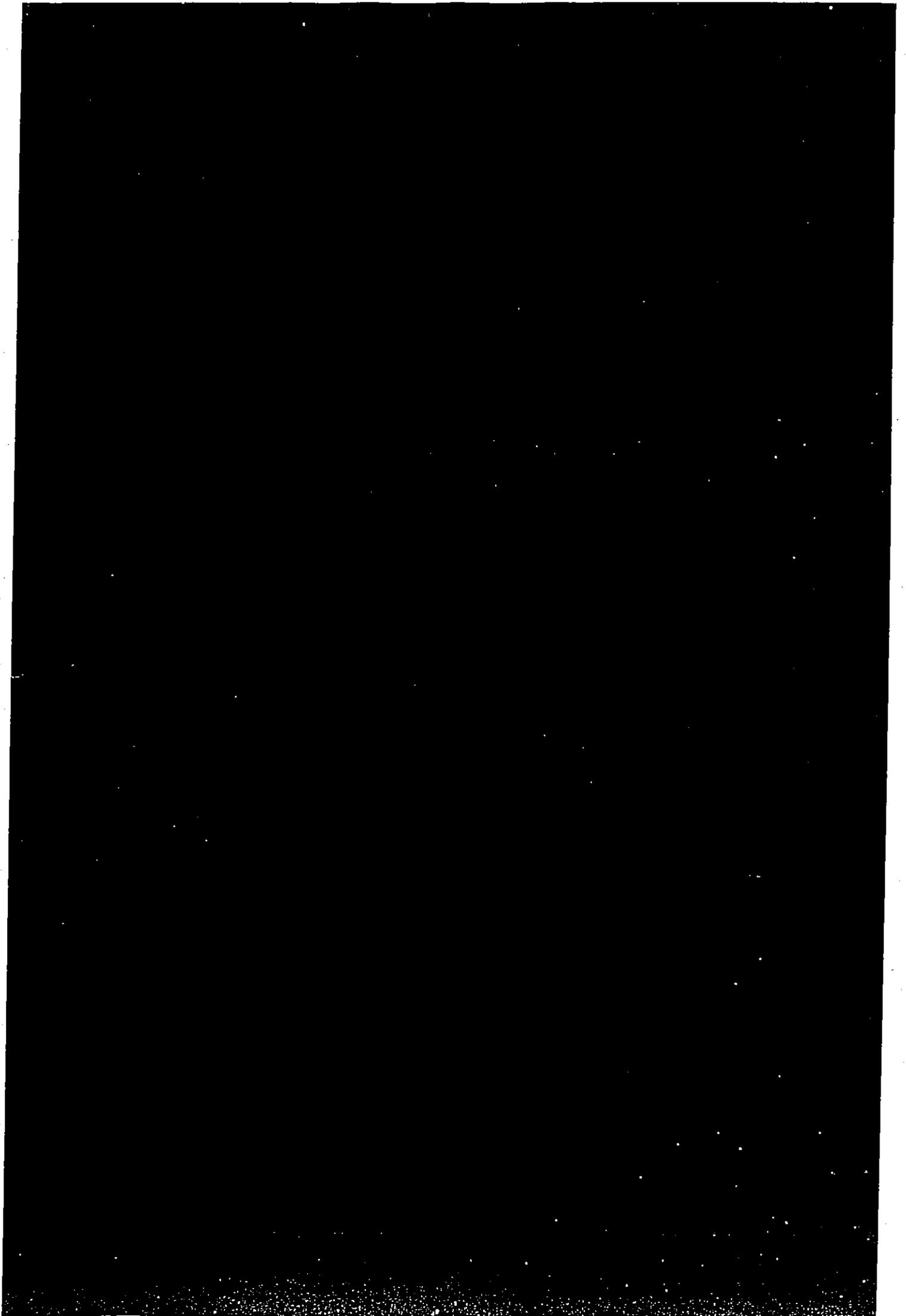
※ []平成26年12月」の一枚紙を示し、コピーさせてくれた。

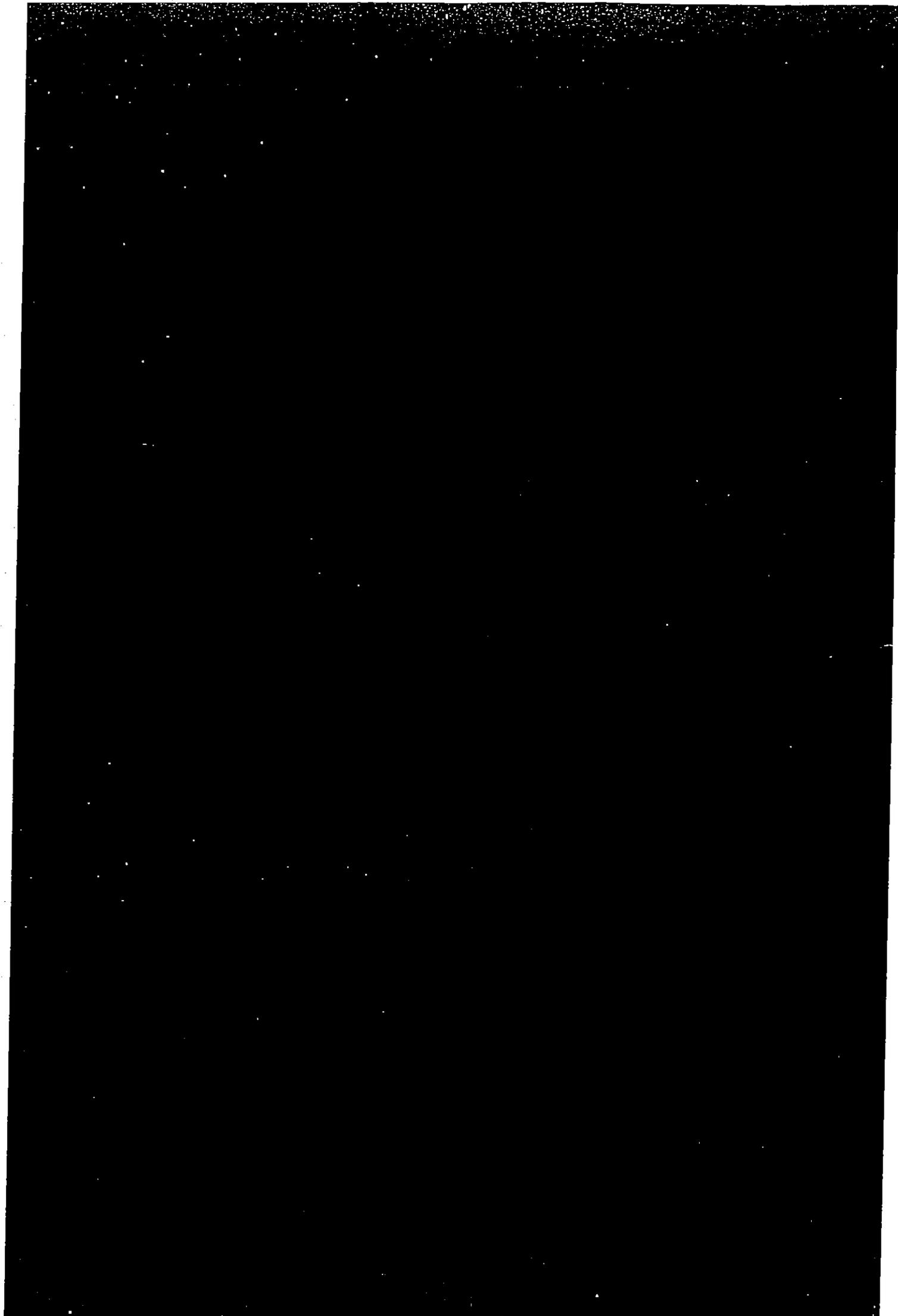
- ・ 私は、(職業柄)穿った見方をするのだが、市(小田原市や熱海市)がそうであるように、静岡県も[]から圧力が掛けられているのではないかとも思った。
- ・ 今回取材の発端は、小田原市内で現在進行形の2か所の事案に関連して知ったもの。
- ・ 小田原の事案の情報を把握したのは先月(3月)20日過ぎのことである。その取材の過程で、実は熱海でも(違法行為を)やっていると聞いた。つい1週間ほど前のことである。
- ・ 今月25日発行の弊紙に載せる予定であるので、それをこちらへお送りする。
- ・ (情報提供者は)PCBについても、トランスがボックスごと埋められていると言っている。
- ・ 小田原の事案は、神奈川県警が動いており、[]も取材している。熱海の件でもそのうち県へ取材しに来るであろう。
- ・ 私は、全ての現場を確認したが、伊豆山赤井谷では、1年半ほど前だったか(土砂の)流出事故が起き、苦情が発生したことがあると聞いている。
- ・ 熱海市(役所)でも、表面を多少整えたようにも見られるが、排水(施設)や擁壁もなく、土砂崩れの危険性は否定できない。
- ・ 市の宅地造成上の問題もあるが、やはり廃棄物の不法投棄が根本原因である。
- ・ これほどの不法行為をし、(証拠・証言があるにもかかわらず)何も対応しないのは、行政の怠慢である。
- ・ 土砂崩れの危険も否定できない。もしも災害が発生したら、自然災害ではなく人災だ。
- ・ 本件問題(熱海市)をしっかり対応していたならば、小田原の問題は起きなかったと思う。“このくらいの事をしてこの程度で済む”などと、([])甘く見られたからだと思う。
- ・ (入手した資料を示し)この[]というのも皆関係者だ。
- ・ この後、[]へ寄ってから帰ろうと思っている。
- ・ 今日([])は突然訪問して申し訳なかった。
- ・ では、[]さんから、私の携帯へ電話をお願いしたい。

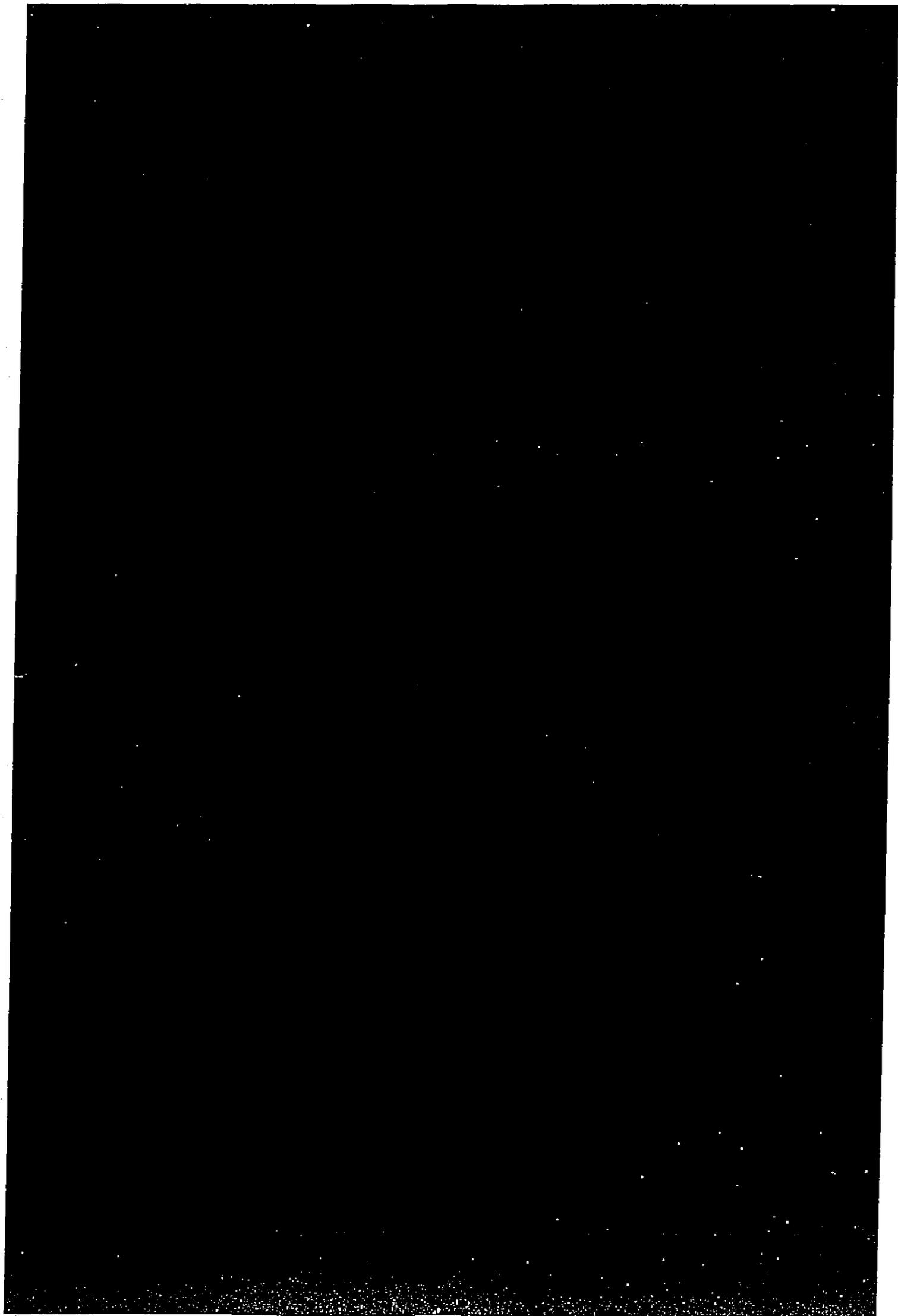


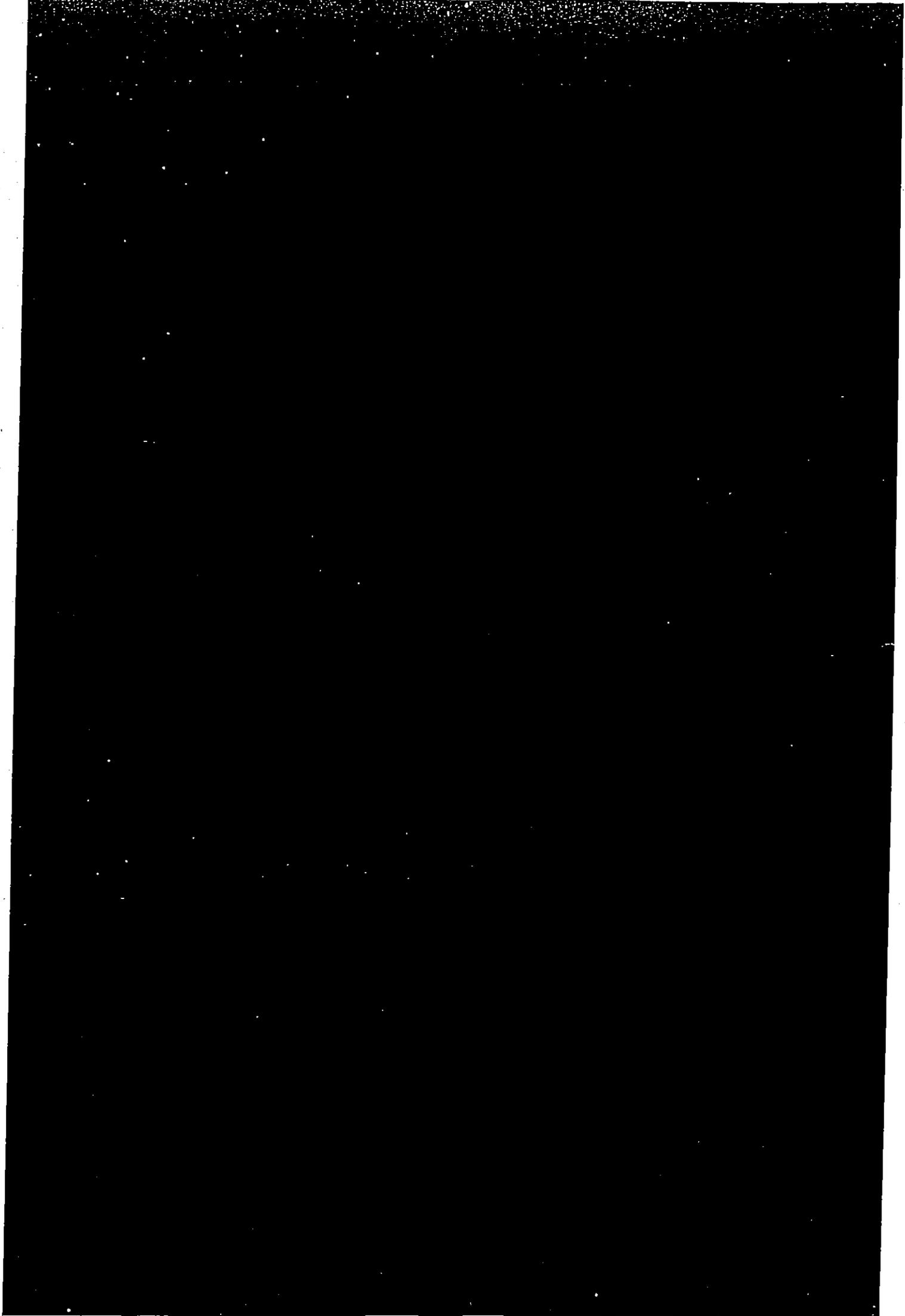


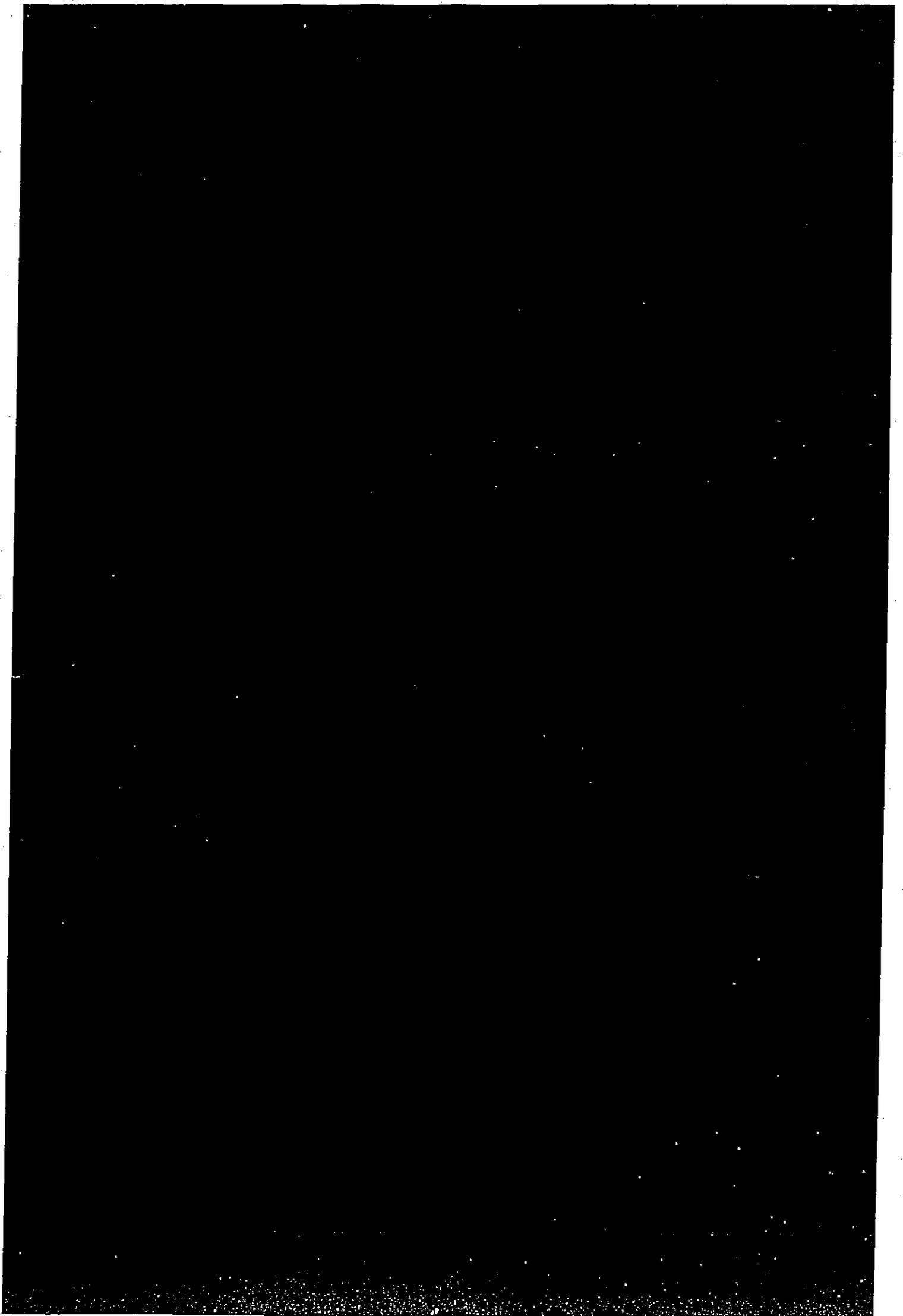




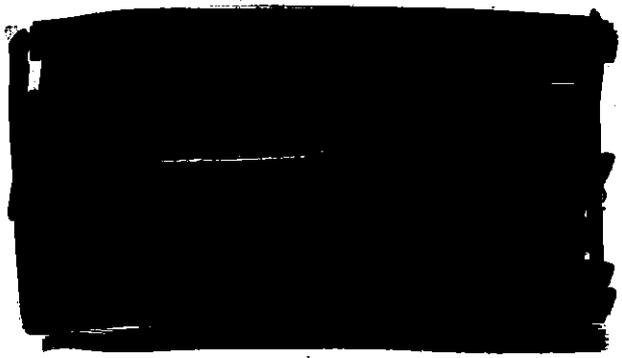








[REDACTED]



口頭記録

部長	[Redacted]						
技監	[Redacted]						
担当	[Redacted]						
受信年月日	平成 26 年 7 月 16 日 9:30		来所者	[Redacted]			
起案年月日	平成 26 年 7 月 16 日		対応者	廃棄物課 [Redacted]			
決裁年月日	平成 26 年 月 日						
標 題	熱海市日金町における [Redacted] による不適正処理について						
(概要)	[Redacted] 当該事案に関する情報提供のために来所したため対応した。						
(対応)	[Redacted] 説明内容						
用 件 ・ 処 理 (伺 い) 概 要	[Redacted]						

用
件
・
処
理
(
伺
い
)
概
要

【東部健康福祉センターの回答】

- ・ 今回の相談内容を、課内及び県庁と相談し、改めて連絡をする。

(対応)

- ・ 今回の相談内容について、廃棄物リサイクル課に情報提供し、今後の対応について検討をする。
併せて、熱海市へも情報提供を行う。

██████████(C工区)

様式1

産業廃棄物不法投棄等調査票

(整理番号 ██████████)

担当所名 東部健康福祉センター環境部廃棄物課 (平成27年1月1日現在)

(件名) 熱海市伊豆山C工区における ██████████ による不適正保管	
事案の区分	2 不適正保管
事案の概要	<p>██████████は熱海市日金町における建物解体で生じたがれき類を一部は解体現場に放置し、また、一部は解体工事を行った時期、自社の造成地だった熱海市伊豆山に運搬し放置した。(概要については日金町参照)</p> <p>平成23年2月、██████████は熱海市伊豆山の土地の一部を廃棄物の撤去を行わないまま、██████████に売却した。</p> <p>██████████は、土地を購入した当初、購入した土地につみ置かれたがれき類等産業廃棄物の撤去を██████████に要請し、また、当課に対しても██████████に対する撤去指導を求めたが、██████████撤去に応じなかったため、購入した土地の造成作業のなかで有効利用する方針に改めた。</p> <p>しかし、平成25年7月調査時、現地確認を実施した際、現地に積み置かれたがれき類を埋めてしまったことが判明したため、現在は、埋めてしまったがれき類を掘り起こし、適正に処理、また、利用計画に基づき適正に利用するよう土地所有者に対し指導を継続している。</p>

1 不法投棄等関係者

原因者			
法人名 又は屋号	██████████	業種	██████████
代表者	██████████	昭和	年月日生(歳)
所在地 又は現住所	██████████		
許可の有無	██████████		
排出事業者	██████████(未確認)		
収集運搬業者			
中間処理業者			
最終処分業者			
その他関係者			

2 不法投棄等の状況

発 生 場 所	
所 在 地	熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] の一部
所 有 者	[REDACTED]
管 理 者	同上
面 積	60,945 m ² (1076-3)
地 目	山林
現 況	山林
発 見 の 日 時	平成 21 年 5 月 12 日
発 見 の 経 緯	平成 21 年 2 月 県土木事務所からの通報により、熱海市伊豆山地内で不適正処理を行っているのではないかとの疑いが生じ、指導を行っていたところ、当該廃棄物の排出元である熱海市日金町の解体現場においても、不適正な廃棄物保管を行っていることを発見したものの。
不法投棄等開始日	平成 年 月 日
生活環境の影響	なし(理由) 投棄されたものは、がれき類(コンクリート塊)木くず、廃プラスチック類と思われるため。

3 廃棄物の種類と量

種 類	産業廃棄物
廃棄物ごとの量 (m ³)	
発見当初量	1,439.2 m ³ (H24. 1. 16 簡易測定結果)
撤去又は処分済量	0
残存量	1,439.2m ³

4 健康福祉センター等の対応状況

年月日	対応状況
平成 23 年 3 月 15 日	現地確認 赤井谷残土処分場、伊豆山D工区、 解体現場とも特に変化なし 熱海市からの情報提供 伊豆山分譲地35万坪が売却され、 になっている
平成 23 年 3 月 16 日	現地確認 (15日発生の静岡県東部地震をうけ) 伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山D工区、 解体現場とも特に変化なし 伊豆山野積現場にはガスコンロ、照明器具が新たに投棄されていた。
平成 23 年 4 月 6 日	日金町解体現場 廃棄物リサイクル課 地確認を実施
平成 23 年 4 月 11 日	伊豆山D工区 少量の廃棄物が混じった残土(10t車130台程度)が積み 置かれていた。 赤井谷 分譲地を売却した不動産仲介業者により、崩れた箇所 の修正を行うとのこと。 伊豆山野積み現場 特に変化なし。道路に面した車止めが撤去されていた。 (以降、C工区と表現) その他 分譲地入口の車止めが撤去されており、自由に車両が出入 りできる状態になっていた。
平成 23 年 5 月 19 日	赤井谷の対応について、打合せ(熱海市、廃棄物リサイクル課、 他) 18条催告文書を役員 に交付
平成 23 年 6 月 20 日	熱海市役所にて、 から事実申立書(内容は18条報告相当)を徴収。 から徴収した18条報告書面に が相違ない旨署名。 廃棄物を速やかに撤去するよう口頭指示した。 は日金の崩落防止工事から実施するよう同席した に依頼した。 弁護士相談実施。
平成 23 年 8 月 23 日	
平成 23 年 8 月 30 日	赤井谷で が斜面の修復作業を実施していた。 9月に入ったらC工区のがれき類の処理を開始したいとのこと。 に対し、排出者の確定が必要な旨説明した。
平成 23 年 10 月 4 日	に対し、18条報告内容について再聴取を実施した。 日金町の解体工事について、 は の解体工事と証 言した。
平成 23 年 11 月 28 日	C工区にがれき類から鉄筋を取り出した形跡があった。
平成 23 年 12 月 14 日	(C工区地主代理人)と面会。 再三撤去を要請したが実行されないため、自社グループ 企業により作業を実施する意向があるとのこと。
平成 24 年 1 月 16 日	C工区 簡易測量実施 土砂混じり木くず、がれき類 224.3m ³ がれき類 929.3m ³ 廃プラ、木くず等 285.6m ³ 合計 1,439.2m ³
平成 24 年 2 月 2 日	(C工区地主代理人)に対し、自社で撤去作業を行う際、注意してほし い点を説明した。
平成 24 年 4 月 6 日	現地確認を実施。前回調査に比べ特に変化なし。

平成 24 年 5 月 24 日	<p>から状況を説明したいとの申し出があったため、熱海市役所にて、熱海市まちづくり課、廃棄物リサイクル課不法投棄対策班と共にから状況を聞いた。</p> <p>によると、会社合併の計画が8月頃にあり、合併後からは引退するつもりなので、との関係をはっきりさせたいとのことだった。</p> <p>18条報告等の命令があれば、事実を報告するとのことだった。</p>
平成 24 年 7 月 5 日	<p>現地確認を実施。</p> <p>C工区に竹製車止めが設置されていた。これにより、敷地内への廃棄物の投棄は防止できる模様。</p>
平成 24 年 8 月 29 日	<p>現地確認を実施。特に変化なし。</p>
平成 24 年 9 月 27 日	<p>を訪問し、撤去計画等の状況を聞いた。</p> <p>C工区について、購入した土地を改修するために、近く中型の中古重機の購入とオペレータの雇い入れを検討しているとのこと。</p>
平成 24 年 10 月 19 日	<p>土地所有者 から、C工区*購入した土地の改修計画を聞いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 残土処分場改修、宅地造成、水道施設上部の崩落防止工事を順次実施 ・ C工区の木くず、廃プラは業者処分する ・ 行政の協力を得たい。 ・ 工事には、C工区のがれき類を自己が管理する廃棄物として有効に活用したい。 ・ 計画は配下の建設会社で作成し、11月末頃に関係部署に示したい。 <p>*赤井谷残土処分場を含む</p>
平成 24 年 12 月 14 日	<p>来所。から購入した土地の修復（廃棄物の処理含む）について、は何も行わないのでが行う以外解決策がない旨説明があった。（熱海市の各関係部署の対応の違いに不満を持っている模様）</p>
平成 24 年 12 月 20 日	<p>に撤去計画等の状況を聞いた。</p> <p>C工区のがれき類は、修復作業のとき自己の廃棄物として破砕し、再生材として使用したい意向があるとのこと。</p> <p>の折衝状況、がれき類の利用計画を提出するよう依頼した。</p> <p>C工区を現地調査したところ、中型ユンボが敷地内の探索を行っていた。</p>
平成 24 年 12 月 21 日	<p>に対し、18条報告発出</p>
平成 25 年 1 月 4 日	<p>18条報告配達証明郵便不達のため廃棄物課に返送 (12月22日から12月29日の間不在)</p>
平成 25 年 1 月 11 日	<p>18条報告手交のため来所を求めたが、沼津市まで出向くことができないとのことだった。このため、東名足柄パーキングエリアで待ち合わせ、18条報告を手交した。</p>
平成 25 年 1 月 21 日	<p>に対し利用計画の作成状況を聞いた。</p> <p>現在計画(案)をから送っているもので、しばらくすればが押印したものを提出できるとのことだった。</p> <p>C工区内での分別作業は徐々に進んでいる。</p>
平成 25 年 1 月 30 日	<p>に対し電話で18条報告を速やかに提出するよう督促した。</p>
平成 25 年 2 月 7 日	<p>氏からC工区がれき類再利用計画が提出された。(添付資料の1部が欠落しているため)を通じてに問い合わせ中。資料が揃った後、廃棄物リサイクル課と協議予定)</p>
平成 25 年 2 月 15 日	<p>ら電話連絡有。退院したとのこと。熱海市日金の補修工事を検討しているとのこと。売却し、本社を移転したとのこと。</p>
平成 25 年 2 月 19 日	<p>に対し電話で18条報告を速やかに提出するよう督促した。</p>

(C工区)

平成 26 年 8 月 21 日	物リサイクル課及び東部健康福祉センターと面談。
平成 26 年 9 月 17 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 26 年 10 月 1 日	に電話連絡するも応答なし。
平成 26 年 10 月 7 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 26 年 10 月 15 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし
平成 26 年 11 月 4 日	から電話連絡。弁護士への相談結果を確認したところ、は、「良い方法が見つからない。」と回答。
平成 26 年 11 月 10 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし

5 行政処分

年月日	処分内容 (処分に対する対応状況)

6 警察等との連携

年月日	連携内容 (連携内容に対する対応状況)

7 特記事項

年月日	特記事項
平成23年11月8日	が現地を確認
平成25年7月11日	、 C工区 (熱海市伊豆山)、熱海市日金町の現地視察を実施。

8 今後の対応方針

年月日	対応方針 (実施状況)
平成24年4月1日	(C工区:) に対し撤去を依頼する。
平成25年4月1日	(C工区:) のコンクリートガラ再利用計画について可否を検討し、適正使用を指導する。 C工区について、造成に伴い土中に埋めたがれき類を掘出し適正に処理するよう指導する。

9 今後3ヶ月の具体的な取組み

年月日	取組内容
平成23年4月1日	① に対し、18条報告提出を速やかに提出するよう指導する。 ② が提出した18条報告について、過去の証言と報告内容が違っているので、新たな報告書徴収を検討する。 ③ 熱海市伊豆山の地主となった者 に対し、土地を取得した経緯を調査する。
平成24年1月1日	① C工区現地測量を実施 ② 排出者確定作業に併せ、現在の地主による撤去作業の検討を開始する
平成24年4月1日	C工区 現在の地主を撤去作業を行うよう説得する。
平成24年7月1日	同上
平成24年10月1日	① 土地改修計画の中で、がれき類の有効利用の可否について、あらかじめ検討しておく。 ② に対し18条報告を徴収する。
平成25年1月1日	同上
平成25年4月1日	① 伊豆山C工区については、地主の再生材の使用について、定期的な立入調査を実施する。 ② 伊豆山C工区の造成に伴い、土中に埋めたがれき類を掘り起こし適正に処理するよう指導する。
平成25年7月1日	同上
平成25年10月1日	同上
平成26年1月1日	同上
平成26年4月1日	同上

██████████ (日金)

様式1

産業廃棄物不法投棄等調査票

(整理番号 ██████████)

担当所名 東部健康福祉センター環境部廃棄物課 (平成 27 年 1 月 1 日現在)

(件名) 熱海市日金町における ██████████ による不適正保管	
事案の区分	2 不適正保管
事案の概要	<p>██████████ 熱海市日金町における建物解体で生じたがれき類を一部は解体現場に放置し、また、一部は解体工事を行った時期、自社の造成地だった熱海市伊豆山に運搬し放置した。</p> <p>当初、指導票により撤去を指導していたが、撤去作業が進行しないため行政命令を視野に入れ、関係者のうち誰が原因者(元請事業者)か調査するため、関係者に対し廃掃法 18 条に基づく報告の徴収を実施したが、明確な回答は得られなかった。</p> <p>平成 22 年度には地元警察署生活安全課に相談したが、██████████ ██████████ 得ている。</p> <p>現在、熱海市伊豆山の造成地については、廃棄物が残った状態で ██████████ とは関係がない個人(██████████)が購入しており、購入者は、がれき類を再生骨材として最大限に利用した購入者自身による撤去作業の検討を開始している。</p> <p>熱海市日金町については、廃掃法 18 条に基づく報告を求めても有効な回答は得られず原因者(元請事業者)の特定はできない状態が続いている。</p> <p>なお、平成 23 年 3 月 15 日以降、伊豆山 C 工区は ██████████ から土地を買収した ██████████ の所有となったため、個票を分割し別業とした。</p>

1 不法投棄等関係者

原因者			
法人名 又は屋号	██████████	業種	██████████
代表者	代 ██████████	昭和 年 月 日生 (歳)	
所在地 又は現住所	██████████		
許可の有無	██████████		
排出事業者	██████████		
収集運搬業者			
中間処理業者			
最終処分業者			

その他関係者	
--------	--

2 不法投棄等の状況

発生場所	
所在地	熱海市日金町 ██████████
所有者	██████████
管理者	
面積	3100.82 m ² 、495.86 m ² 、221.48 m ² 、261.15 m ²
地目	宅地
現況	宅地
発見の日時	平成21年5月12日
発見の経緯	平成21年2月県土木事務所からの通報により、熱海市伊豆山地区内で不適正処理を行っているのではないかと疑いが生じ、指導を行っていたところ、当該廃棄物の排出元である熱海市日金町の解体現場においても、不適正な廃棄物保管を行っていることを発見したもの。
不法投棄等開始日	平成 年 月 日。
生活環境の影響	<p>不明(理由)</p> <p>土砂混じりの廃棄物(がれき類)で法面が作られており、法面角度は最大40度となっている。</p> <p>この角度は、産業廃棄物保管場所の安定とされる勾配(1/2勾配:26.5度)、及び盛土の勾配(30度)を超えているため、崩落の危険性は否定できないと判断される。</p> <p>民家の上部は鋼板の簡易落下防止壁があり、震度3~4(東日本大震災時の熱海市内震度)では被害はなかったが、今後も豪雨や地震の後等は、崩落やがれき類の落下の有無を確認する必要がある。</p>

3 廃棄物の種類と量

種類	産業廃棄物
廃棄物ごとの量(m ³)	
発見当初量	約3000m ³ (がれき類) <長辺40m、短辺30m、幅30mの台形状、厚さ3mと仮定>
撤去又は処分済量	60m ³ (H25.4.25)
残存量	約2940m ³

4 健康福祉センター等の対応状況

年月日	対応状況
平成 21 年 5 月 12 日	現場にて、がれき類が多量に堆積されていることを確認
平成 21 年 5 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査 がれき類の量を約 3000 m³と推定。 ②熱海市まちづくり課と打合せ ・ 土地利用関係の許認可、計画図等を確認。 ③法務局にて土地所有関係、[redacted]の法人登記の謄本取得
平成 21 年 5 月 14 日	(熱海市まちづくり課との打合せ) <ul style="list-style-type: none"> 造成工事継続中との認識 文書にて[redacted]への指導済
平成 21 年 5 月 20 日	([redacted]電話連絡) <ul style="list-style-type: none"> 当該工事は全て[redacted]行っているものである。
平成 21 年 5 月 28 日	(現地調査) <ul style="list-style-type: none"> 現在造成が完了している部分にもがれき等が埋め込まれているとの情報 ([redacted]との面会) 工事は全て自社が行っている。 熱海市日金町内のがれきは6月中旬から伊豆山への移動を始める。 伊豆山の造成現場にて、破碎し、宅地・道路路盤材として使いたい。 については移動式破碎機の使用を認めて欲しい。 (これについては検討することとした。)
平成 21 年 6 月 18 日	([redacted]の打合せ) <ul style="list-style-type: none"> [redacted]は鉄筋造の2棟の解体のみを請負い、廃棄物処理は別途である。 現状では[redacted]工事を継続しない可能性が高い。 行政からの指導を検討する。
平成 21 年 8 月 27 日	(18条報告を求める文書を発出) <ul style="list-style-type: none"> [redacted]、[redacted]に対し、排出事業者を確定させるための18条報告を求めた。 (撤去に関する指導票交付) [redacted]に対し、当該がれき類の撤去を求める指導票を交付。 [redacted]に対し、伊豆山における移動式破碎機の使用について、その使用条件を示した指導票を交付。
平成 21 年 10 月 8 日	現地調査 (台風の影響調査) 特に変化なし。
平成 21 年 10 月 21 日	[redacted]に対し18条報告の督促、がれき類撤去の指導票再交付 (郵送)
平成 21 年 11 月 6 日	現地調査 特に変化なし。
平成 21 年 12 月 8 日	[redacted]から18条報告の回答 (報告を求めた3社全てから回答が出揃った)。
平成 21 年 12 月 18 日	現地調査 (地震の影響調査) 特に変化なし。
平成 22 年 1 月 13 日	([redacted]と面会) <ul style="list-style-type: none"> ガラパゴスの手配がなかなかできないこと、資金的に苦しいため、廃棄物処理が滞っている。 [redacted]からは資金を借受けているだけであり、登記簿の名義が誰であろうと当該土地・建物の実質所有は[redacted]である。
平成 22 年 2 月 18 日	現地調査 特に変化なし

平成 22 年 3 月 18 日	現地調査 特に変化なし
平成 22 年 3 月 23 日	日環センターに相談 [redacted]
平成 22 年 4 月 13 日	現地調査 特に変化なし
平成 22 年 4 月 30 日	[redacted] (熱海市まちづくり課) から電話 ・日金造成地の購入希望者があるとの情報提供
平成 22 年 7 月 1 日	[redacted] 面会 ・伊豆山造成地における残土処分とそれに伴うがれきについての処理方針を聴取。 ・残土処分と共にながれきの処理も進めたいとの [redacted] の言あり、 ・残土処分の手続きについて熱海市において検討、回答することとなった。
平成 22 年 7 月 9 日	熱海市 (まちづくり課) から連絡 ・伊豆山への残土搬入については、現在行っている場所 (赤井谷) における ・工事が完成しなければ、認められない旨説明したとのこと。
平成 22 年 7 月 16 日	現地調査 ・伊豆山の不適正処理現場入口付近に、剪定くずや一般廃棄物が新たに置かれていた。 ・伊豆山の不適正処理現場より上段で [redacted] が行おうとしている残土処分は行われた形跡はない。
平成 22 年 7 月 26 日	[redacted] との打合せ予定がキャンセルされたので、現地調査 ・伊豆山の不適正処理現場は 7 月 16 日と大きく変化なし。 ・ [redacted] による残土処分場所では残土の搬入が行われていた。 ・日金の不適正処理現場は大きな変化ないが、コンテナ内のトランスがなくなっていた。
平成 22 年 8 月 4 日	民間パトの報告 ・伊豆山の不適正処理現場の一廃などの一部が撤去されているようだと報告
平成 22 年 8 月 16 日	現地調査 ・伊豆山の不適正処理現場の入口付近にあった剪定くずや一廃が撤去されているようにみえたが、入口から右奥に廃棄物が押し込められた様子もあり、撤去を行ったかどうかは不明。 ・ [redacted] の残土処分場では、残土の搬入中で、現場監督の [redacted] は [redacted] の廃棄物は俺が運んだ」とのことだが、マニフェストはないと言い、話の信頼性が薄い。
平成 22 年 8 月 31 日	現地調査 (伊豆山) ・がれき置場にはあらたながれき搬入を確認 ・赤井谷残土処分場に木くずの混入を確認
平成 22 年 9 月 2 日	[redacted] (残土処分場工事担当) から事実申立書徴取 ・木くずの搬入は [redacted] が行ったとのこと
平成 22 年 9 月 3 日	[redacted] 現地に来るとの情報があったので、現地にて待機したが現れず。 現地では重機 1 台が整地作業を行っていた
平成 22 年 9 月 9 日	[redacted] と面会 ・残土処分場への木くず搬入停止、現地に残る木くずの撤去について指示 ・日金町解体現場のがれき撤去について指示 (以上 2 点について指導票交付) ([redacted] の説明) ・残土処分場の工事については、 [redacted] の社員としての [redacted] に任せてある。 ・木くず撤去については、 [redacted] 指示する ・日金のがれき撤去は行いが、いつまでとの約束はできない。当該地を売却する話もあるので、もう少し待つて欲しい。

平成 22 年 9 月 24 日	現地調査 (伊豆山がれき置場・残土処分地・D工区、日金町がれき置場) ・残土処分地は上部まで整形され、木くずの存在は見受けられない。熱海市の話では前回指導後木くずを一時回収し山になっていたらしいが、その木くずがどうなったのか不明。 ・その他の場所は変化なし
平成 22 年 9 月 29 日	██████████から電話 ・撤去計画書は提出が遅れるが、でき次第送る。日金のがれきについても撤去する準備ができ、業者に委託する。これらも計画書の中を書くので見て欲しい。 → (10月21日現在、計画書は提出されていない)
平成 22 年 10 月 7 日	現地調査 (伊豆山がれき置場・残土処分地・D工区) 〈残土処分地〉立会者：重機オペ1名 ・拾い集めた木くずの場所を確認するため現地から██████████電話。現地にいるオペに聞いて欲しいとのことで、確認すると後から入れた残土に埋まっているとのこと。 ・ダンプが一台入ってきて、進入路上に敷石らしきものを降ろした。内容物をみると、土及び砕かれた瓦に、少量のガラスくず、鉄筋及び廃プラが混ざったもの。スレート様のものを収去。 ・運搬は██████████、運転手の話では██████████ら運んできたとのこと。5台くるといったが、2台目以降は入ってこず。 〈がれき置場〉 ・内容・量に変化はないが、廃棄物の上を重機で踏み固められたような跡がくっきりしている。
平成 22 年 10 月 8 日	現地調査(伊豆山残土処分地) 無人 ・廃り課職員とともに現地確認。作業は行われておらず。 ・昨日当課が帰った後に搬入したと思われる混廃敷石がさらに敷かれていた。 ・熱海警察署生活安全課に情報提供。
平成 22 年 10 月 12 日	現地調査 (伊豆山残土処分地) 無人 ・作業は行われていない。 ・瓦くず等が敷きこまれた上に薄く土砂が被せられていた。
平成 22 年 10 月 15 日	現地調査 (伊豆山残土処分地) ・立入時は無人。途中で██████████のダンプが1台進入してくる。車から降りて重機のアーム操作をしたがすぐに停止し、残土らしきものを降ろさずに帰っていった。
平成 22 年 10 月 19 日	現地調査 (伊豆山残土処分地) 立会：██████████ ・現地で██████████と面会。木くずや進入路に敷かれた混廃について訊ねるが、自分には関係していない、知らないとのこと。残土の搬入についても、██████████がやっていることで自分には関与していないとの説明。 ・関与は否定しつつも「残土の搬入を止めるよう協力する、拾って集めた木くずを明日掘り起こさせる、今日のことは██████████自分から言っておく」との談。
平成 22 年 10 月 20 日	現地調査 (伊豆山残土処分地) 立会：██████████ 重機オペ、神奈川県庁、熱海市 ・到着時すでに残土の保管場所の一部を掘り始めていた。重機オペの言っていた場所と違うことを指摘するが██████████はここだと言い張る。 ・掘り進めると、木くずが、黒い土と混ざった状態で出てきた。拾い集めて仮置きしたものとは別のものと思われる。 ・██████████木くずをバケツで篩って回収するとのこと。 ・██████████が木くずを伊豆山のがれき置場に仮置きし、他の廃棄物と一緒に片付けたいとのこと。
平成 22 年 10 月 25 日	①神奈川県との打合せ ・██████████について情報交換 ・神奈川県内における██████████の工事、廃棄物処理について

(日金)

	4 t 各 1 台分程度の残土が伊豆山がれき置場及び赤井谷残土処分地に搬入されていた
平成 22 年 12 月 14 日	現地確認 変化なし 4 t 2 台分程度の残土が赤井谷残土処分地に搬入されていた
平成 22 年 12 月 21 日	現地確認 変化なし
平成 23 年 1 月 7 日	現地確認 変化なし 解体現場には廃棄物が増加
平成 23 年 1 月 14 日	現地確認 変化なし
平成 23 年 2 月 21 日	現地確認 日金町現場に廃棄物（がれき、伐採木等）増 伊豆山野積現場に廃棄物（伐採竹）増 伊豆山造成現場（D 工区）に土砂増 赤井谷残土処分地に若干のがれき、土砂が増 伊豆山解体現場に現地外から運び込まれたと思われる解体物、 がれきが増
平成 23 年 2 月 22 日	に電話（対応） 日金、に廃棄物が運び込まれていることを伝えたところ、 会社としても調査するとのこと
平成 23 年 3 月 2 日	赤井谷残土処分場下流河川（逢初川）にて河川水を収去
平成 23 年 3 月 10 日	現地確認 伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山 D 工区とも特に変化なし
平成 23 年 3 月 10 日	18 条報告を求める文書を発出（3 月 31 日報告期限） 相手方… 現場名…日金町解体、伊豆山廃棄物野積、赤井谷土砂処分、解体
平成 23 年 3 月 15 日	現地確認 日金町解体現場、伊豆山野積現場、赤井谷残土処分場、伊豆山 D 工区、 解体現場とも特に変化なし 熱海市からの情報提供 伊豆山分譲地 3.5 万坪が売却され、の名義になっている
平成 23 年 3 月 16 日	現地確認（15 日発生の静岡県東部地震をうけ） 地震による崩落等は特になし。
平成 23 年 4 月 6 日	日金町解体現場 廃棄物リサイクル課 現地確認を実施
平成 23 年 6 月 20 日	熱海市役所にて、から事実申立書（内容は 18 条報告相当）を徴収。 から徴収した 18 条報告書面に氏が相違ない旨署名。 廃棄物を速やかに撤去するよう口頭指示した。 は日金の崩落防止工事から実施するよう同席したに依頼した。
平成 23 年 6 月 21 日	日金町の現場にが重機を搬入した。
平成 23 年 6 月 21 日	日金町の現場の住宅に面する法面について、崩落防止のため法面角度を小さく する工事がが実施した。がれき類の搬出はなし。
平成 23 年 7 月 11 日	
平成 23 年 8 月 23 日	弁護士相談実施。

平成 23 年 8 月 30 日	現場は特に変化なし。 [redacted] に対し、排出者の確定が必要な旨説明した。
平成 23 年 10 月 4 日	[redacted] に対し、18 条報告内容について再聴取を実施した。 日金町の解体工事について、[redacted] は [redacted] 元請の解体工事と証言した。
平成 23 年 11 月 28 日	現場は変化なし。
平成 23 年 12 月 15 日	[redacted] に対し 18 条報告発出
平成 23 年 12 月 22 日 23 日	[redacted] より電話により 18 条報告に応じない旨の連絡を受ける
平成 24 年 1 月 6 日	[redacted] に対し 18 条報告督促実施
平成 24 年 1 月 26 日	[redacted] に対し 18 条報告督促実施
平成 24 年 3 月 12 日	法務局で日金町の建物滅失投棄申請書を閲覧した。 解体業者を記載する欄は [redacted] 記載されていた。
平成 24 年 4 月 6 日	現地確認を実施。前回調査に比べ特に変化なし。
平成 24 年 5 月 24 日	[redacted] 氏から状況を説明したいとの申し出があったため、熱海市役所にて、熱海市まちづくり課、廃棄物リサイクル課不法投棄対策班と共に [redacted] 氏から状況を聞いた。 [redacted] 氏によると、会社合併の計画が 8 月頃があり、合併後 [redacted] 氏は引退するつもりなので、[redacted] の関係をはっきりさせたいとのことだった。 18 条報告等の命令があれば、事実を報告するとのことだった。
平成 24 年 6 月 14 日	熱海市まちづくり課から情報提供。 熱海市多賀の [redacted] が造成工事を行った箇所が土砂崩れを起こしたため、市が代執行で緊急工事を行うこととなり住民に発表したところ、[redacted] から、多賀だけでなく日金も代執行で安全な状態にしてほしいとの陳情を受けたとの情報提供があった。
平成 24 年 7 月 5 日	現地確認を実施。 日金町 特に変化なし。
平成 24 年 8 月 29 日	現地確認を実施。特に変化なし。
平成 24 年 12 月 21 日	[redacted] に対し、18 条報告発出
平成 25 年 1 月 4 日	18 条報告配達証明郵便不達のため廃棄物課に返送 (12 月 22 日から 12 月 29 日の間不在)
平成 25 年 1 月 11 日	18 条報告手交のため [redacted] に来所を求めたが、沼津市まで出向くことができないとのことだった。このため、東名足柄パーキングエリアで [redacted] 待ち合わせ、18 条報告を手交した。
平成 25 年 1 月 30 日	[redacted] に対し電話で 18 条報告を速やかに提出するよう督促した。
平成 25 年 2 月 15 日	[redacted] から電話連絡有。退院したとのこと。熱海市日金の補修工事を検討しているとのこと。[redacted] を売却し、本社を移転したとのこと。
平成 25 年 2 月 19 日	[redacted] に対し電話で 18 条報告を速やかに提出するよう督促した。
平成 25 年 2 月 19 日	[redacted]。熱海市日金の民家の裏山部分の法面補修と一部の廃棄物の場外搬出を行いたいとのこと。法面成型については熱海市から指導（熱海市了承済）撤去計画を提出するよう口頭で指示した。
平成 25 年 2 月 22 日	熱海市まちづくり課から、法面補修について [redacted] が相談に来た旨連絡有
平成 25 年 3 月 8 日	[redacted] に対し電話で 18 条報告を速やかに提出するよう督促した。
平成 25 年 3 月 21 日	[redacted] 来所。 [redacted] は 18 条報告の一部分の設問について報告書を提出した。今回回答していない設問については、平成 25 年 4 月 8 日までに提出するよう指導票で指導した。

██████████ (日金)

平成 26 年 11 月 4 日	██████████ から電話連絡。弁護士への相談結果を確認したところ、██████████ 氏は、「良い方法が見つからない。」と回答。
平成 26 年 11 月 10 日	現地確認を実施。 斜面の崩落等はなし

5 行政処分

年月日	処分内容 (処分に対する対応状況)

6 警察等との連携

年月日	連携内容 (連携内容に対する対応状況)

7 特記事項

年月日	特記事項
平成 21 年 7 月 3 日	H21 第 2 回不法投棄対策推進会議に報告
平成 21 年 12 月 9 日	██████████ が現地を確認
平成 22 年 10 月 8 日	熱海警察署生活安全課に情報提供
平成 23 年 11 月 8 日	██████████ が現地を確認
平成 25 年 7 月 11 日	██████████、██████████、現地視察を実施。

8 今後の対応方針

年月日	対応方針 (実施状況)
平成 21 年 5 月 26 日	排出事業者を特定する等基礎調査を進める
平成 22 年 1 月 1 日	██████████ に対する撤去指導を継続。不履行の場合の対処方針を検討していく。
平成 24 年 4 月 1 日	指導対象者の絞込み作業を継続する。 地主 (日金町 ██████████) に対し、書面で撤去を指導する。
平成 25 年 4 月 1 日	指導対象者の絞込み作業を継続する。 地主 (日金町: ██████████) に対し、書面で撤去を指導する。
平成 27 年 1 月 1 日	██████████ に対し、撤去指導を行う。

9 今後 3 ヶ月の具体的な取組み

年月日	取組内容
平成 21 年 7 月 1 日	██████████ に対する具体的な指導方法を検討実施する。
平成 21 年 10 月 1 日	██████████ に対し、撤去計画書の提出を求める等、撤去指導を進める。
平成 22 年 1 月 1 日	██████████ に対する撤去指導を継続。不履行の場合の対処方針を検討していく。 排出事業者の特定について、更に検討をする。
平成 22 年 4 月 1 日	██████████ に対する撤去指導を継続。 排出事業者の特定について、更に検討をし、特定の上当該事業者に指導を開始する。
平成 22 年 7 月 1 日	██████████ の残土搬入及びがれき撤去について注視するとともに、がれき撤去についてはその具体的進め方について、██████████ の考えを確認する。
平成 22 年 10 月 1 日	当面の間、残土処分地を中心に立入調査を継続する。 がれきや木くずの撤去については関係者の説明どおり実施されるかどうか注視し、実施されない場合は、文書指導も検討する。 神奈川県庁や警察と連携を取りながら、可能な限り事実確認を行い、責任の

	所在を調べていく。
平成 23 年 1 月 1 日	日金町解体現場のがれき等、伊豆山現場のがれき・木くず等、赤井谷残土処分地のがれき等、██████████解体現場の木くず等、いずれも放置されたままとなっているため、文書をもって██████████に対し指導を行う。 なお、その後の対応についても法的措置を含めて検討をする。
平成 23 年 4 月 1 日	① ██████████に対し、18 条報告提出を速やかに提出するよう指導する。 ② ██████████提出した 18 条報告について、過去の証言と報告内容が違うので、新たな報告書徴収を検討する。
平成 23 年 7 月 1 日	① 日金町現場の崩落防止対策を実施するよう指導する。 ② 弁護士相談、日環センター相談等を活用し、日金町解体工事の排出事業者を確定する。
平成 23 年 10 月 1 日	① ██████████に対し、再聴取を実施し、日金の解体工事の排出事業者を確定する。 ② 18 条報告により、██████████に対し、██████████の解体届の提出者、提出された理由等を調査する。
平成 24 年 1 月 1 日	① ██████████に対し、18 条報告の督促を実施する ② 排出者確定作業に併せ、現在の地主による撤去作業の検討を開始する
平成 24 年 4 月 1 日	① 日金町 ██████████に対し、撤去作業を行うよう指導する。
平成 24 年 7 月 1 日	同上
平成 24 年 10 月 1 日	① 日金町 ██████████に対し、撤去作業を行うよう指導する。 ② ██████████に対し、日金町を入手した経緯、解体工事の指示等の経緯を調査する。 ③ ██████████に対し 18 条報告を徴収する。
平成 25 年 1 月 1 日	同上
平成 25 年 4 月 1 日	① ██████████に対し、日金町の撤去作業（修復作業）を指導する。 上記①の撤去計画については、地主が確認し了承を得たものとする。 地主に対し、勧告等の指導が可能かどうかを検討する。
平成 25 年 7 月 1 日	同上
平成 25 年 10 月 1 日	同上
平成 26 年 1 月 1 日	同上
平成 26 年 4 月 1 日	① ██████████に対し、撤去作業を指導する。 ② ██████████に対し、日金から伊豆山 C 工区に搬出したがれき類の量の提出を求め、残存量を調査する。
平成 26 年 7 月 1 日	同上
平成 26 年 10 月 1 日	██████████に対し、撤去作業を指導する。
平成 27 年 1 月 1 日	同上